

貞山運河・『御舟入堀』 利活用への提言



平成 30 年 1 月

宮城郡七ヶ浜町 鈴木 雅博

提出要目

1. 利活用提言要旨
2. 提言者(視点)
3. 利活用提言の基本理念
4. 提言内容の利活用に係り新たな設定すべきルール提案
5. 利活用提言内容を可能にするための必須施設提案
6. 資料 (以下を別紙 A3 添付)
 - ① 貞山運河、各堀の利活用イメージ(遊びの利活用)
 - ② 御舟入堀と接続水域を含めた利活用に関わる提案事項
 - ③ 御舟入堀と接続水域の放置艇問題 (震災前状況と震災後比較)
(早期条例化が必要な「保管証明」)
 - ④ 御舟入堀舟利用の遊びと干潟遊びの具体例
 - ⑤ 「御舟入堀」沿い、提言者の記憶

以上

平成 30 年 10 月の「貞山運河サミット」の参考として頂ければ幸いです。

表紙の水鳥は、平成 30 年 1 月撮影「大代船溜まり端部」

同じく表紙のシーホースは、貞山橋自宅前で平成 29 年 9 月に捕獲飼育、同年 12 月放流

貞山運河全体と 『貞山運河御舟入堀』 利活用計画への提言

貞山運河沿いに生まれ、育ち、住まい、生業もまた運河に関わり続けてきた者としての視点からハード面の再生復興が進む状況を踏まえ今後の利活用への提言をさせて頂くものです。

1. 利活用提言要旨

- ① 造られた目的や歴史、遺跡としての価値観や今後の利活用形態もことなると思うので、提言者自身が直接接し続けて来た『御舟入堀』については、具体的な内容とし、全体としては、イメージとしての提言とします。
- ② 利活用の内容は、短期的に可能なことからの実施と 10 年～30 年先のあるべき姿を想定しての提言とします。
- ③ 土木遺産・防災・震災遺構等・治水等の視点は専門家に委ねることとして、主な提言は、平穏な水辺を利用した舟遊び・水辺のいやし・水辺のスポーツ・水辺生態系環境育成学習・運河の歴史に関わる学習・運河の恵み(食)・運河域の景観・運河利用の秩序等とします。
- ④ 具体的な新たな利活用は地域単位の事情に合わせた体験的なイベント開催から日常的なイベントへ移行し、可能なものは事業ベースへと進化させること、地域住民・地域の子育て世帯を意識したものから広域参加へ拡大し、地域ごとの「こと消費観光メニュー」へと進化させることを目標とします。
- ⑤ 各運河群が同等の趣旨目的で同一要項での「貞山運河の日」又は「伊達な運河の日」のような固定名称による宮城県主催のイベント日を設けることを目標に連携し、各運河群が結ばれ交流し、地域自治体を中心として、多様な団体が参加可能であり発展的に継続できることを前提としています。
- ⑥ 新たな利活用環境整備で、水辺利用のハードルを下げ、地域の子供たちが家族や地域の方々とともに遊び学び水辺の交流人口の拡大を図るなかで運河史の理解を深め郷土愛を育むことも目標としています。

2. 提言者(視点)

- ① 小型船舶に係る事業会社のオーナーです。運営する塩釜市北浜4丁目の北浜マリナーズは、塩竈湾「千賀の浦」奥部に陸域・海域ともに約1万㎡規模の100%民間マリナーズです。「北浜マリナーズ」は、『地域の価値観にとって必要な施設と思われ続けること』を第一に地域の方々とともに海に関わる様々な活動に参加協力・主催し続けて25年目を迎えました。
- ② 明治後期から昭和戦前期にかけて『御舟入堀』沿いで造船業を営んできたご先祖が残した運河沿いの土地で生まれ育ち、父親が昭和30年代に再度、小規模ながら造船業を始めたことから常に運河沿いの水辺で生活し、遊び育ち、S35 千利津波・H23 津波も体験し、「御舟入堀」を自身でみて来た感性と海と船に関わる事業に45年以上携わってきた経験からの発想です。
- ③ 貞山運河利活用(接続水域含む)を意識した震災後の自身の主な取り組みを紹介させていただきます。
 - ・海沿い(運河沿い含む)の施設整備は、水上から見る建物・構築物・船舶・植栽・干潟等を含む景観を意識し行っています。
 - ・御舟入堀に54m接する自社敷地堀沿いへの大島桜3本他の植樹と敷地の景観は、貞山橋からの目線にも配慮した施設整備としています。
 - ・冬季(12月)イルミネーション設置実験(海面反射効果と規模の確認)
(貞山橋からの景観確認、塩竈市ではマリナーズに試験設置対岸からの景観確認)
 - ・初心者親子等向けのカヌー10隻を導入し塩竈市内諸団体との協同開催でのカヌー体験会を開催しています。数年後を目標に港奥部海面での体験型から浦戸諸島を含む、御舟入堀と接続水域利活用プランの一つに進化させたイベントを開催する計画です。
 - ・自社の「北浜マリナーズ」を「松島湾アマモ場再生会議」の活動拠点として提供し、会のメンバーとしても活動し、地域の子供たちへの干潟環境教育・干潟の遊び等の提供を通じて自身も干潟環境の重要性を学んでいます。
 - ・短期的取組例として、自社敷地前の御舟入堀に景観に配慮した浮き桟橋設置と陸域関連施設(デッキ・トイレ・シャワー・調理等)を水辺のイベントに対応すべく計画しています。また、塩竈市の北浜マリナーズでは、冬場の景観創りとして、占用海域全体のイルミネーションを予定しています。
 - ・今後、想いと価値観を共有し活動できる方々との連携拡大もまた大切な取組と考えています。

3. 利活用提言の基本理念

- ① 各堀エリアでの景観のあり方・利活用メニューへの考え方の相違を前提としながらも、「見る」を大切にしながら「すること」を重点メニューとする。
(見る・知る・学・誇る等の郷土愛に頼り過ぎると、交流人口拡大継続は不足想定で「こと消費」大切)
- ② 必要な景観再生保全・水質改善・干潟環境再生保全・利活用環境整備は、あるべき理想を求め、長い時を要する事でも目標を定め、世代を超えてモチベーションを継続できる施策をとること。
- ③ 利活用のルールを徹底する事項を定め、全ての利活用者への周知と地域住民に対しては、周知することにより、貞山運河の大切さを共有し利活用参加を促す。

4. 提言内容の利活用に係り新たな設定すべきルール提案

- ① 運河全域においての生物多様性・循環・再生・水質改善等に関わる干潟保全基準設定。
- ② 運河沿いエリアでの建築・構築物設置の景観配慮のルール設定。
- ③ 舟艇の航行規制・放置艇ゼロ・運河域への放置物ゼロの規制強化を徹底すること。
(船舶保管証明制度確立と放置に対しては行政代執行が速やかに行われる体制確保)
(航行規制としては、運河の多い東京都等、多くの成功事例がある)
- ④ 運河内航行規制の想定は、動力船による曳き波対策・動力船の無許可進入域設定・動力船の速度規制等を条例等で設定し、必要な公告措置とともに各運河と接続水域に表示(掲示)すること。
- ⑤ 放置艇対策は、震災前状況と国の平成 32 年ゼロ目標を踏まえ運河内は、特別規制強化区域として徹底すること。
- ⑥ 運河区域(河川・港湾)内の占用許可は、利活用の基本理念に基づくものとする。
(構築物については、素材・色合い・形を含め秩序だったものとする)
- ⑦ 水面(海面)・水面接続施設管理者は、各堀区域内において、舟艇への占用可能区域・不可区域の指定を接続施設も含めて、運河沿いの高度な秩序維持が継続できるよう三水域管理者(県・自治体)は、認識(ルール)を共有し対処すること。

5. 利活用提言内容を可能にするための必須施設提案

※前提として、施設整備と管理の可能な案件は、民活と指定管理者を想定すること。

- ① 各堀には、水辺の遊びのベースを一カ所以上設けること。
- ② 運河沿いには、陸上からと水面(舟上)からの最適景観スポット(写真映え等)を意識した施設整備をすること。
- ③ 各堀のベースには、貞山堀全体の構成と各堀の施設案内・史跡案内掲示板を共通の仕様形式で設置すること。
- ④ 堀沿いの管理道路は、遊歩道・自転車道を優先し、可能な限り一般車両を制限することとし、景観に見合う手すりフェンス等を安全対策として設置し、その仕様は、各堀共通とすること。
- ⑤ 貞山堀全体の案内すべきそれぞれの遺跡・史跡・歴史等の案内掲示説明の施設は、イメージ・デザインともに共通のものとする。
- ⑥ 各堀のベース域には一カ所以上、次の4つの機能を有する、堀の水上へ張り出したデッキ又は浮き桟橋を設置すること。
 - ・ 150 m²以上のデッキ面積を有し、車椅子対応の通路と幼児対応の手すりフェンス等を設けること。
 - ・ 隣接して、カヌー等の出し入れが安易にできる施設を各堀の状況に合わせて設置すること。
 - ・ 隣接して、屋根を有し、煮炊き等が可能なエリアを設置すること。
 - ・ 隣接して、車椅子対応のトイレ棟がある、各堀の状況に見合った駐輪・駐車場を設けること。
- ⑦ 各堀のベースは、できるだけ、水上遊び等のカヌーや備品属具等の保管能力を有する管理棟を設置すること。
- ⑧ 各運河のベースには、船舶の航行規制や放置等の秩序維持ルールの掲示施設を設けること。

6. 資料（以下を別紙 A3 添付）

- ① 貞山運河、各堀の利活用イメージ(遊びの利活用)
- ② 御舟入堀と接続水域を含めた利活用に関わる提案事項
- ③ 御舟入堀と接続水域の放置艇問題（震災前状況と震災後比較）
（早期条例化が必要な「保管証明」）
- ④ 御舟入堀舟利用の遊びと干潟遊びの具体例
- ⑤ 「御舟入堀」沿い、提言者の記憶

7. 提言者として提言内容に関わる立場

- ① 貞山運河沿の住民であり運河沿いで事業を営む者
- ② 一般社団法人日本マリン事業協会東北支部 南地区分会長
- ③ 平成 7 年 4 月、第二管区海上保安部長指定第 2-225 号、海上安全指導員
- ④ 塩釜商工会議所常議員
- ⑤ 多賀城・七ヶ浜商工会会員
- ⑥ 松島湾アマモ場再生会議 副会長
- ⑦ 塩竈港千賀の浦のマリーナ事業者
- ⑧ 貞山運河遺跡の大切さと地域の魅力づくり、活性化を思う者

